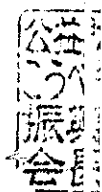


令和7年度第1回評議員会

議案書



本書は原本と相違ないことを証明する

公益財団法人 とうべ市民福祉振興協会
会長 長 田



公益財団法人とうべ市民福祉振興協会

第1号議案 監事の選任について

税理士 瀬尾文洋氏の令和7年5月14日付監事辞任に伴い、定款第21条第1項に基づく監事について、定款第22条第1項の規定により選任する。

監事候補者	役職
松山 康二	公認会計士

任期について、辞任された瀬尾監事の任期を引継ぎ令和7年度定時評議員会の終結の時まで。

｜参考｜

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会定款

（役員の設置）

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

（役員の選任）

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
令和 7 年度 第 1 回評議員会 議事録

評議員会の決議があったものとみなされた日

令和 7 年 5 月 14 日

評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者

代表理事(会長) 長田 淳

議事録作成に係る職務を行った理事

代表理事(会長) 長田 淳

評議員総数 10 名

(評議員会の決議の目的である事項)

第 1 号議案 監事の選任について

令和 7 年 5 月 12 日、代表理事(会長)長田淳が、評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和 7 年 5 月 14 日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 194 条第 1 項(定款第 19 条第 4 項)に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会への報告並びに決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和 7 年 5 月 14 日

代表理事(会長) 長 田

